

静岡県告示第6号

静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の設置及び管理に関する条例（平成2年静岡県条例第15号）第11条第1項の規定により、静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年1月5日

静岡県知事 川勝平太

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
静岡県立水泳場	静岡市駿河区国吉田 五丁目1番1号 公益財団法人静岡県体育協会内	静岡県体育協会グループ 代表団体 公益財団法人静岡県体育協会 副会長 中谷 多加二	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
静岡県富士水泳場	静岡市葵区鷹匠二丁目 23番9号 静岡ビル保善株式会社 内	静岡県富士水泳場マネジメントグループ 代表団体 静岡ビル保善株式会社 代表取締役 山本 一衛	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

=====

静岡県告示第7号

静岡県武道館の設置及び管理に関する条例（平成14年静岡県条例第7号）第11条第1項の規定により、静岡県武道館の指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年1月5日

静岡県知事 川勝平太

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
静岡県武道館	静岡市駿河区国吉田 五丁目1番1号 公益財団法人静岡県体育協会内	静岡県体育協会グループ 代表団体 公益財団法人静岡県体育協会 副会長 中谷 多加二	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで